

仕 様 書

1. 品 名：臨床化学分析装置 cobas c 303
2. 数 量：1式
3. 納入・設置場所：韮崎市旭町上條南割3314-13 山梨県立北病院 検体検査室内
4. 納入・設置期限：令和7年3月31日 まで
5. 搬入及び設置、調整等
 - ・搬入及び設置、初動までの調整を行うものとし、その費用は請負者の負担とすること。
 - ・納入・設置場所について、当院と協議すること。
 - ・搬入に際し、必要に応じて養生等（機器・建造物）を行い、物品、施設及び施設内備品等に損傷等のないようにすること。
 - ・物品等に損傷等を与えた場合は、当院担当者に速やかに報告しその確認を得たうえで、請負者の自己負担により修繕、交換又は原状復帰を行うこと。
 - ・設置にあたり別途電源・配線・配管等を必要とする場合は、納入業者の負担で行なうこと。
 - ・既存機器の撤去・引き取り処分を行うこととし、その費用は請負者の負担とすること。
6. 障害支援体制
 - ・メンテナンスサービスの拠点を有し、納入後の故障等に対し、迅速な対応が可能な体制を有すること。
 - ・本調達品の保証期間は、安定稼働時から最低1年間とすること。
 - ・調達物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品及び故障時に対する交換部品の安定した供給が確保されていること。
7. その他
 - ・取扱説明書は、日本語版で1部以上提供すること。
 - ・物品の操作方法、日常的な保守の方法及び留意事項等について、病院担当者に十分な説明及び指導を行うこと。
また、納入後であっても、院内の職員の求めがあった場合、操作方法等に関する説明及び指導を無料で行うこと。
 - ・標準付属品のほか、基本的機能を損なわないよう必要な物品を備えること。
 - ・調達物品のうち薬事法の製造承認の対象となる医療用具については、厚生労働大臣の承認を受けていること。
 - ・装置の設置等又は既設機器の撤去に際し、法令等の定めにより許可・届出等が必要な場合は、必要な書類を作成し関係機関に申請又は届出等の事務を代行すること。
 - ・関係機関による検査が行われる際、当院の求めがあった場合は立ち会うこと。